

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 令和4年6月10日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番 鈴木勝利

2番 藤田尚美

3番 秋山泉

4番 甲斐徳之助

5番 伊藤裕一

6番 池辺己実夫

7番 諸橋太一郎

8番 市川圭一

9番 長田麻美

10番 山本伸子

11番 守屋常雄

12番 加川裕美

13番 北島登

14番 杉森弘之

15番 須藤京子

16番 黒木のぶ子

18番 柳井哲也

19番 石原幸雄

21番 遠藤憲子

22番 利根川英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

| | |
|-----------------------|---------|
| 市 長 | 根 本 洋 治 |
| 副 市 長 | 滝 本 昌 司 |
| 教 育 長 | 染 谷 郁 夫 |
| 市長公室長 | 滝 本 仁 |
| 経営企画部長 | 吉 田 将 巳 |
| 総 務 部 長 | 飯 野 喜 行 |
| 市 民 部 長 | 小 川 茂 生 |
| 保健福祉部長 | 内 藤 雪 枝 |
| 環境経済部長 | 山 岡 孝 |
| 建 設 部 長 | 長谷川 啓 一 |
| 教 育 部 長 | 吉 田 茂 男 |
| 会 計 管 理 者 | 関 達 彦 |
| 監査委員事務局長 | 大 里 明 子 |
| 農業委員会事務局長 | 榎 本 友 好 |
| 経営企画部次長兼 政策企画課長 | 二野屏 公 司 |
| 総務部次長兼 人 事 課 長 | 本 多 聡 |
| 市民部次長兼 市民活動課長 | 栗 山 裕 一 |
| 保健福祉部次長兼 こども家庭課長 | 飯 島 希 美 |
| 保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長 | 渡 辺 恭 子 |
| 環境経済部次長兼 商工観光課長 | 大 徳 通 夫 |
| 建設部次長兼 下 水 道 課 長 | 野 島 正 弘 |
| 建設部次長兼 都市計画課長 | 藤 木 光 二 |
| 教育委員会次長兼 学校教育課長 | 川真田 英 行 |
| 教育委員会次長兼 スポーツ推進課長 | 高 橋 頼 輝 |
| 全 参 事 | |

1. 議会事務局出席者

| | |
|----------|---------|
| 事務局 長 | 野 口 克 己 |
| 庶務議事課長 | 飯 田 晴 男 |
| 庶務議事課長補佐 | 宮 田 修 |
| 庶務議事課主査 | 椎 名 紗央里 |

令和4年第2回牛久市議会定例会

議事日程第5号

令和4年6月10日（金）午前10時開議

- 日程第 1. 一般質問
- 日程第 2. 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3. 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4. 議案第24号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第25号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第26号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 7. 議案第27号 和解について
- 日程第 8. 決議案第3号 ウクライナ避難民のサポート体制の整備を求める決議について
- 日程第 9. 意見書案第4号 旧優生保護法下での優生手術等の強制に関する訴訟での上告
取り下げと被害者への誠意ある謝罪・賠償を求める意見書の
提出について
- 日程第10. 議案第28号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11. 意見書案第5号 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校
施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書の提出につい
て
- 日程第12. 意見書案第6号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提
出について
- 日程第13. 意見書案第7号 高度補助生殖医療に対する支援の継続を求める意見書の提出
について
- 日程第14. 意見書案第8号 児童生徒用送迎バス等の安全基準制定を求める意見書の提出
について
- 日程第15. 休会の件

午前10時02分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。



一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、22番利根川英雄議員。

[22番利根川英雄議員登壇]

○22番 利根川英雄 議員 日本共産党の利根川英雄でございます。

通告順に従って質問をします。

まずは、コロナウイルス感染者と濃厚接触者についてであります。

特に濃厚接触者についての問題であります。ある新聞に記事が載っておりました。できることなら使いたくなかった。新型コロナウイルスの抗原検査キットを手にしみじみ思った。先日、息子が通う保育園から、同じクラスの園児に陽性判定が出たとのメールが送られてきた。濃厚接触者とその家族という現実をなかなか受け入れられなかった。未就学児や児童から家族への二次感染が急拡大していた時期だけに覚悟を決めた。検査できる医療機関を探したものの容易に見つからず、受入先を見つけた頃には翌日の昼近くになっていた。感染有無が確認できるまで15分間、不安と緊張から待ち時間が長く感じられた。幸いにも家族全員が陰性だった。その後も園児の感染は続いた。今回はたまたま運がよかっただけだと感じている。しばらくの間、登園させるかどうか葛藤があった。今も神経質な予防対策との間でジレンマを抱えていると。

これはある新聞の新聞記者の記事であります。これは自分の経験ですね。このような新聞記事があったわけですが、これを見る限り、濃厚接触者の率直な感想だと思います。濃厚接触者への対応はどうなっているのかお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の特定や対応につきましては、感染症法に基づき県の役割となっており、各保健所において実施しております。濃厚接触者の方は患者ではありませんが、感染している可能性や発症し患者となる可能性があるため、御自身の体調管理とともに感染拡大防止に御協力をいただいております。具体的には、患者との接触があった日の翌日から7日間の外出自粛と健康観察をお願いするという対応をしています。その間に自覚症状が出た場合には、速やかに保健所に連絡し、

診療検査医療機関を受診し、検査や医師の診断を受けることになっています。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 県における濃厚接触者の特定と制限に関する考え方によりますと、同一世帯、家族などで陽性を確認した場合、保健所で濃厚接触者を特定し、原則7日間の自宅待機、4日に一度、5日に一度、検査キットで陰性確認後は5日目に解除できるとあります。ところが、濃厚接触者への明確なマニュアルもありません。特に内部疾患のある高齢者には大きな不安があると思います。全国的にもこのような事例があると思いますので、私の体験で質問をしています。

実は、うちの息子が火曜日に喉の痛みと発熱を訴えて、水曜日にPCR検査を行い、木曜日の夜に陽性と判明、金曜日に保健所より土曜日からホテルに宿泊するように指示をされました。濃厚接触者の私は心臓病、糖尿病など内部疾患を持っております。何の指示もなく、不安は募るばかり。月曜日に保健所に電話をしました。内部疾患があり、高齢者です。濃厚接触者なのでPCR検査ができないかと尋ねました。保健所では検査できない。茨城県のホームページよりPCR検査をしてくれる病院の一覧があるから、そちらに連絡をとることでした。3か所ほど病院に連絡をしましたが、症状がないとPCR検査はできないと断られました。かかりつけ医も同じ答え、20年以上かかっている糖尿病や心臓病のかかりつけ医も同じ答え、これで不安は募るばかり。薬局でも購入できず、幸い息子の友人から妻と私の分2個、抗原検査キットを譲り受け検査をしました。陰性でした。

ただ、これまで何回か議会でも取り上げました。誰でも気軽にPCR検査ができるようにという質問に対し、今日陰性であっても明日には陽性になる可能性があるからできないという答弁を思い出し、さらに不安は募るばかりであります。幸いなこと1週間後、息子はホテルから帰ってきました。私たち家族は何の症状も出ず、一安心でした。このような思いをする人は全国的には数多くいるのではないかと思います。市として不安に思う人に対する対応はどのようにしているのか。濃厚接触者へのPCR検査及び抗原検査キットの配付によって、不安の解消につながる可能性も大きいと思います。市の考え方をお尋ねします。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 まず、県におけるPCR検査についてお答えいたします。

現在、国・県において、濃厚接触者へのPCR検査の実施は症状がある場合となっております。県に確認したところ、基礎疾患等があり検査を希望する場合は、かかりつけの医師にその旨を伝え、医師の判断で検査を受けることは可能とのことです。また、エッセンシャルワーカー

一が濃厚接触者になった場合には、現在、無症状である場合に限り無料でPCR検査を受けられる体制になっております。

一方、茨城県では、ワクチン検査パッケージ制度対象者全員検査として、無症状の方を対象に、飲食やイベント、旅行、帰省、仕事などの社会経済活動に際して、必要な検査を薬局等において無料で実施しております。県内350か所以上、牛久市内においても13か所においてPCR検査、または抗原検査を実施しており、こちらの期間は現在のところ6月30日までとなっております。PCR検査や抗原検査につきましては、大分体制が整ってきているというような状況になっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 いろいろ答弁されましたが、健常者ならそれでいいのではないかと思います。特に高齢者、内部疾患がある者にはなかなか不安解消にはならないと思います。実は先日、県の県内のコロナウイルス感染者や濃厚接触者の自宅待機期間という形の一覧表を頂きました。この中で濃厚接触者、原則的には7日、8日目には解除ということになっておりますが、その中で、4日目に抗原検査を1回、5日目に抗原検査2回目、2回とも陰性ならば解除と、5日で解除できるようになっておりますが、突然、濃厚接種者になって外出できないのに、この抗原検査キットをどうやって手に入れたらいいのかと。もう手に入れる手段がないわけですよね。これは非常に不親切ではないかと思うんですが、この点でちょっとお尋ねします。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 それらの濃厚接触者4日目、5日目に簡易キットで行うということですが、確かにそうなった当事者の方が薬局に買いに行くということとはできない状況かと思います。周りの人たちの協力を得て検査キットを届けていただくというようなことになるかもしれませんが、現在のところ、今までは濃厚接触者が14日間の濃厚接触者の待機期間となっております。それがオミクロン株が流行して、今年の2月からは今の体制となり、オミクロンの性質上、感染力が強く潜伏期間が短い、感染して2日目ぐらいから発症するというような性質があるので、その7日間の自宅療養の期間において症状が出ない場合であればというようなことになっているかと思います。

保健所にも、そういったところはどうなんだろうかと、検査をしたいという方たちは多く相談を受けているんだけどもと問合せをしたことがあります。その場合も4日、5日目、どうしても仕事に出なければならぬ人は検査をしなければならぬけれども、7日間自宅で療養をしてほしいというような回答でした。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 今話を聞きますと、やはり濃厚接触者に対するそれなりのマニュアルとか、こういう対応をしろというのが、特に濃厚接触者に対して不安がなくなるようなことはないわけで、先ほど言いましたけれども、4日目と5日目に1回ずつ抗原検査キットで検査をしますが、周りにそういう知り合いがない場合とか、そういう状況も考えられるわけですね。そういったことが全く考えられていない。特に今話を聞いていると、健常者を対象にしていると。私みたいに内部疾患を持っていれば、感染すれば死に至る可能性があるわけですね。病院にそのことを言っても、保健所にそのことを言っても、取り合ってもらえないんです。発症しなければPCR検査はできないと。そのPCR検査を受けて陽性で亡くなる可能性も出てくるわけですね。

ですから、このところはもう少しちゃんと県と併せていろんなことができるのではないかと。例えば濃厚接触者、市のほうでは誰が濃厚接触者で感染者だかというのは分からないのは存じております。濃厚接触者から保健所に連絡をして、保健所から市のほうに抗原検査キットを濃厚接触者のところに配付するような、このような連絡はできるのではないかと。市のほうから食料品含めて感染者のお宅には届けるものがあるわけですから、このところを活用すればやってできないことではないと思うんですが、こちら辺のところについてはどのように考えているのか。また、保健所、県の対応はどうかお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者の個人情報となりますので、これは県が管理しており、市が提供を受けることは法律上できません。しかし、市内感染者が多かった2月、3月の時期には、陽性者や濃厚接触者本人から直接保健所に連絡してもつながらないと言って、1日に5件程度、保健センターに連絡があり、こちらで相談対応をしております。受診や検査のための医療機関の調整は県の役割となっており、市では対応できませんが、不安な思いを聞き、療養の具体的な方法について随時相談を行っております。

基礎疾患があつて検査が必要だという場合は、実際のところは検査をしていただけなかったという実情があつたと思われませんが、実際のところは先生方のほうにも、そういう基礎疾患等がありという場合には、その方の状況を見て医師が判断し、必要とするならば早急に行うというような段にはなっていると伺っております。今回の期間が短くなったという通知についても、県から医師会のほうには流してあり、医師会の先生方にも通知はしているということです。

不安を解消するために検査を行うというのはとても大切なことかもしれませんが、こちらで

相談を受けたときにも、7日間、家でいることができるか。でも、症状というのは単に発熱だけではなく、いろんなことを気に病んで食欲がなくなってしまった、そういったことも今までと違う症状の一つではありますので、何かちょっとでもいつもと違う状況があった場合には病院や保健所に連絡をするようにと、こちらでは相談のたびにお伝えしていることです。

あわせて、不安を少しでも解消するためには、やはり正しい情報を知ること一つの方法となります。市では新型コロナウイルス感染症を予防するため、令和2年8月に牛久市感染症予防ガイドブックを作成、全戸配布し、市民へ周知いたしました。ガイドブックには、新型コロナウイルスに感染した可能性があるとき不安になったときに確認していただくチェック項目や、県の相談窓口等をフローチャート形式で掲載しています。また、このたびのように濃厚接触者の基準や相談窓口等の変更等により、令和3年1月と令和4年4月の二度、掲載内容を変更し、広報周知しております。今後も、広報紙やホームページ等を通じ、随時情報を発信してまいります。

また、市の独自策として、防災課において、自宅療養者で食料確保が困難な方に対し、5日間程度の食料支援を実施しております。1月から5月までに125世帯、374セットを支援しております。

御自身の感染確認のための検査ですが、市独自のPCR検査及び抗原検査については十分ではないかもしれませんが、県の検査体制が拡充していることと、市場でも安定的に検査キットの購入が可能になったこともあり、実施しておりません。市といたしましては、今後も感染予防の普及啓発、不安を抱える方の相談対応、新型コロナワクチンの接種を安全に速やかに実施できるよう対応してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 実は私、花粉症もありましてね。昨年、病院に行きましたら「何か症状がありますか」と言われて、「花粉症でくしゃみが出ます」と言ったら、PCR検査やるんですね。陰性だったですけれども、いろいろ考えてみると、そのPCR検査をするときに、くしゃみが出ますとか、ちょっと喉が痛いとかと、何でもないのであればPCR検査を受けられるわけですね。県のあれを見ていると、やっぱりうそをついてPCR検査を受けられるのではないかと、そういうふうになんかちょっと考えてしまうんですね。何らかの形で濃厚接触者がPCR検査や抗原検査キットを利用できるような形にしなければならないというのが現状ではないでしょうか。

これは国・県の問題であり、市がどのようにやろうとなかなか難しいことだとは思いますが、ただ濃厚接触者に対しては、先ほど言いました保健所を通して、個人情報の問題があ

りますから、本人が保健所に連絡をし、保健所が市のほうに食品を届けるときですか、5日間ぐらいあるようですが、そのときに検査キットを入れて配達することもできるわけですよね。ですから、そこら辺のところを少し県の担当課と検討していただきたいと。現状ではなかなか難しいと、私が感染したらいつ死ぬか分からないというような状況なもので、その程度にしておきます。ぜひ、そこら辺のところは、濃厚接触者の立場になるような形で検討し、そして安心して生活できるように、このような検査ができるようにしていただきたいと。これはもう国・県の問題ですから、あと市がどのように対応するかの問題ですから、それは検討をお願いしたいと思います。

続きまして、子供の目線で通学路の安全対策についてであります。

私もいろいろ調べたところ、通学路の指定というのは2つあるそうですね。1つは学校保健安全法、これは教育委員会が所管をしておりますが、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律では、市の道路管理者が指定した通学路となっております。この2つに対する市の考え方と対応についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 通学路とは、児童生徒の通学の安全の確保と教育的環境維持のために指定している道路で、議員御案内のとおり、学校保健安全法第27条に「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない」というように規定されております。

この学校保健安全法第27条における通学路として、牛久市においても、できるだけ歩車道の区別のある道路、それから区別のない場合には交通量の比較的少ない道路、また交差点などでは横断歩道や信号機が設置されている道路等を児童生徒の安全確保に留意し、各学校で指定しております。

また、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づく道路管理者が指定する通学路としては、その基準を満たした道路について指定するものであり、国からの補助を受け整備するためにはこの指定が必要となります。牛久市におきましては、各小学校より指定された通学路の中から、この法律の基準を満たした道路を道路管理者が指定する通学路としております。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 教育委員会が指定する通学路ですね。国土交通省は昨年、通学路の全国調査を行いました。これは法に基づくというのは、交通安全施設等整備事業の推進に

関する法律で通学路に指定されているところだというふうに判断をするわけですが、全国で7万6,000か所の通学路危険箇所があったと。茨城県では1,860か所となっております。全国的に見ても、通学路の危険箇所解消は焦眉の課題になっているのではないかと思います。

学校保健安全法には小中学校となっておりますが、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律は小学校及び幼稚園、保育所だけになっておりますね。そして、先ほどの規定があります。1日40人以上の通行者があること、出入口から1キロメートル以内と、こういうふうになっております。これに基づいて通学路を指定すれば、国の補助対象になると思うんですが、こちら辺のところはどのように、教育委員会が定める通学路と法が定める通学路、どうなっているのかお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 先ほども御答弁させていただきましたとおり、2つの法律による通学路がございまして、学校保健安全法による通学路の中のうち、さらに今御説明のございました交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づく通学路として、小学校等の敷地の出入口から1キロメートル以内、さらにおおむね40人以上が通る道路ということで、その部分を指定しております。例えば牛久小学校ですと、国道6号と接道された市道23号線や、旧6号国道の市道11号線、市道23号線と交差する三日月橋公民館へ向かう道路など18路線が指定されております。牛久市内の小校区全てで105路線を指定しているというような状況です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 教育委員会が指定するものと、あと道路管理者が指定するもの、これは全て同一になっているのかどうかですね。その点についてちょっと確認をしたいと思います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 繰り返しになりますが、各学校により指定された通学路の中から、先ほどの道路管理者が指定する道路があるというふうに御理解いただければと思います。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 いや、そうではなくて、教育委員会が指定する学校保健安全法、これは教育委員会が指定する通学路ですよ。もう一つ、国交省のほうで指定する道路管理者が指定する通学路、これはちょっと細かな内容からいくと指定の方法が違うと思うんですが、その点について、この2つの整合性はどうなっているのかということをお尋ねしたいんです。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 イメージとして学校がありまして、子供たちは放射線状にそれぞれ登下校していると思います。そうしますと、学校を中心として近い部分には集団で多くの子供た

ちが通り、遠いおうちの方はだんだん人数が少なくなっていくというような形の絵が描かれると思います。先ほど申し上げました交通安全施設等整備事業の推進に関する法律は、学校から1キロメートル以内、40人以上の子供が通るところというふうな指定になっておりますので、教育委員会が指定している全ての通学路のうち、今の要件に当たるものが内輪でこの法律に基づく通学路ということになります。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 なぜこういう質問をするかということ、教育委員会と道路管理者が指定する通学路は、法的に見ると違うことになっているわけですね。それで教育委員会のほうは小学校、幼稚園、保育園等です。ただ、国土交通省の関係の法律ではこれは小学校、教育委員会は中学校も入っていますね。ところが、国土交通省が関係する法律にはこれは小学校だけです。中学校は入っていないんですよ。この点についてはちょっとどのように考えられているのか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づく通学路は、国の補助金の対象になる通学路整備に当たって、補助金の対象になる通学路という形での認識しております。通学路はもちろん、議員御指摘のとおり、小学校、中学校それぞれありますが、うち、この法律によってその対象となる路線を整備するときに、その一部に対して国の補助金の対象になるというふうに理解しております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 そうしますと、中学校は牛久の場合はほとんど自転車通学ということになりますね。そうすると、1キロメートル以上の地域から通っている生徒もおるわけですね。そうしますと、1キロメートル以上の通学路というのは、当然1.1キロメートルではもう指定されていないということになるわけで、この点についてはそのとおりで間違いないでしょうか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 この法律に基づくものが、小学校を対象とした1キロメートル以内の補助金の対象になるというものでありまして、通学路としては、小中学校に関係なく危険な箇所に関しての確認をして、毎年対応させていただいているということでございます。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 このところは難しく、あまり根掘り葉掘りやってもしょうがないので、教育委員会として、そしてまた市として通学路の安全というものはいろんな目線からやらなければならないと思うんですが、実は山梨県の韮崎市では中学生にヘルメットの頭

にカメラをつけて、そして通学をさせて、その中学校の安全確認というものをもうこれは県警がやったそうなんです、このような事例があるんですが、中学校の通学路における安全対策について、この点についてはどう思ってお尋ねします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 ただいまの事例をお聞きしまして、子供のヘルメットの前にカメラをつけて多分自転車ということになるかと思いますので、まさにそこを自転車で通過したときにどういう風景が見えるのか、どういう危険箇所があるのかなというのが分かるような取組であったと感じられます。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 牛久市でもそのようなテストみたいなことをやるべきではないかというふうに思うんですが、その点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 今のような事例の中学生がヘルメットをかぶりカメラをつけてやったというような、今のところ事例はございません。牛久市の例といたしましては、小学生になるんですけども、一部の小学校ですが、自分たちの自らの目線で交通安全マップを作成して、交通事故防止に向けた意識啓発に取り組んでいる事例がございます。具体的には牛久小学校や牛久第二小学校等で実施されているんですけども、これらの取組が本来、全市的に取り組んでいければと考えているところです。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 くどく言うようですが、子供たちが自分の頭の上にカメラをつけて歩くということは、当然、子供たち自身が交通安全というものに関して自分がどうなのかということをしっかりと身につける一つの教育にもなると思うんですよね。そういった点ではすぐやるということではなくて、ぜひ教育委員会等で検討していただきたいと思います。

昨年千葉県八街市の通学路における子供たちの死傷事故を受けて、各地で子供の目線における通学路の安全対策が行われるようになってきました。八街市の小学校では4年生がスマートフォンを使って危険箇所を撮影し、コメントも入れて地図落としをする。誰にも見えるようにしているということだそうです。そのほか、全国的に子供の目線の通学路対策が行われてきております。市として、子供の目線での通学路対策についてどのように考えるのか、またそれに対する対応はあるのかどうかお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 通学路の安全確保につきましては、通学路交通安全プログラムにおいて、効率的・効果的な点検を行うため、事前に各通学区内の危険箇所を抽出し、学校、道路

管理者、警察、教育委員会、保護者、必要に応じて自治会等が参加して合同点検を実施しております。合同点検の結果から明らかになった対策が必要な箇所に対して、具体的な実施メニューを検討し、実施に当たっては対策が円滑に進むよう関係機関で連携して対応しております。令和3年度においては、対策が必要な危険箇所が76件ありまして、そのうち54件が完了、22件が継続案件となっております。

現在実施している交通安全プログラムで抽出した危険箇所については、当然、児童生徒の声も入っているものの、多くは大人の目線によるものです。そのような中で、先ほどちょっと御紹介させていただきました一部の小学校では、子供たちが授業の一環として防災探検隊という形で地域に出向きまして、自分たちの身の回りにおける危険箇所を、地域の方々の協力を得ながら確認し、ここが危ないんだねということを確認するような取組をしております。

また、他の自治体の先進的な取組として、専用のアプリを活用し、親子で歩いて大人と子供の双方の視点で危険箇所を見つけ、交通量が多い場合や見通しが悪いなどの情報をウェブ上のマップに登録し、情報の共有を行っているなどの事例が報告されていますので、どのような対策が有効か探求してまいりたいと考えております。今後とも、学校と共に保護者や地域の見守り活動者や活動団体との連携、協働を進めることで、多方面から子供たちの安全確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 今の答弁を聞いていますと、各学校で子供の目線で子供たちに通学路の安全確認を独自にさせる、子供たちが写真を撮って地図落としをするというようなことは、今の答弁だと考えてないというふうに判断せざるを得ないんですが、子供の目線と大人の目線では違うんですね。最大で約60センチメートル違うと言われております。車が停止線で止まっている。その隣を自転車が走ってくる。大人の目線では、乗用車の場合は頭が見えますから自転車が見えるわけです。ところが、子供は低いですから、乗用車の陰に隠れて自転車が来ることが分からない可能性があるんですね。ですから、このように大人と子供の目線では安全確認という点では違うわけですね。

ですから、そういった点も含めて、やはり子供の目線で子供たちが、これは親と一緒にということになりますとあれですから、八街市では小学4年生が大体5人程度ですかね、それでスマートフォンを持って、そしてここが危ない、そこにコメントを入れる。白線が消えかかっていると、またU字溝が壊れているとか、大人では気がつかないような点も子供たちはしっかりと見ているわけです。そういった事例がやはりあるわけですから、ぜひ、すぐやれというのは無理なのは分かります。こういう方向で通学路の安全対策というものをやっていただきたいと。

そしてまた、中学生の通学路についても、ヘルメットの上にカメラを取り付けて危険箇所を確認するという方法もぜひ行っていただきたいと思います。

そして、今ほど出ましたけれども、一企業のアプリですね。「もしかマップ」というのがあるんですね。これは親子でやるもので、親子で歩いてここが危険だといってどんどんどんどん地図落とすとしていくわけですね。子供としてみれば何か楽しいようなんですが、これはもう日本全国どこでも使えるアプリだそうです。これは企業のもので、たしか千葉大学ですかね、あちらのほうでもスマートフォン用のアプリを作っているそうですから、そういったものをぜひ調べていただいて、ぜひ子供の目線で通学路の安全対策、これは何かというと、子供たちがここは危険だと思うこと。子供たちがどうやって安全に歩いたらいいかという、これはもう交通安全の人に言われるよりは、体験したり地図に落としたりしていくということが大きな経験になるわけですから、ぜひこういった点を取り上げて、教育委員会でいい方向にしてもらいたいと思うんですが、教育長にちょっとその点はお尋ねします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 今までの通学路の点検というのは、子供たちには通学班というのがありまして、そこで定期的に通学班の班長会議というのを自分たちがやって、そこで危険箇所を考えながら、今度は自分の班に戻って通学班に下ろして、そこで通学路の危険箇所を反省しながら毎日登校するというのをやっていたんですが、一つグレードアップして、牛久小学校などは子供たちが防災探検隊ということで地域に出て歩いています。

これのいいところは、どこの学校もできない難しさがあるところは、四、五人でやっぱり地域に出て歩くので、引率者が非常に多く必要になってきます。牛久小学校は地区社協とか区長さんたちも入って、四、五十人の人たちがチームをつくって子供たち数人を出すということで、子供たちの目線で見ています。それを今、地図落とすもしているんですが、議員さんがおっしゃったように、スマホを使ってスマホに落とすとか、そういった新たな方向を考えるとまたいいのかなと確かに思いました。

よその学校でもと言ったんですが、四、五人ずつに分けて地域に出すには相当の地域の方々や保護者の力が必要だということで、現在は牛久小と牛久二小がそういった方々がたくさんいるので行動を起こしているという現状がありますので、さらにスマホを使うとか、セーフティ一何とかという自動車メーカーのホームページもちょっと見たんですが、そういったことも学校に提案しながら、ICTを有効に活用しながら地図落とすを子供目線でしていけばいいかなというのはとても考えています。できるだけ取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 次は、車のスピードを抑えるためのハンプの設置、通学時間帯と通勤時間帯が重なると、歩道のない通学路が車の抜け道となる可能性があります。これは通学路に指定されているところ、されていないところもあると思うんですが、車のスピードをどうやって落とさせるかということ。国の全国的な調査によりますと、車のスピードが40キロメートルで子供にぶつかったとすれば、死亡率が非常に高くなるというふうな結果も出ております。住宅地内でスピードを落とすには、全国的に言われているのが、ハンプを設置すればスピードを落とすことができるというふうに言われております。住宅地内で車のスピードを抑えるために、このハンプの設置というのは通学路等を含めてどのように考えているのかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 ハンプは車両の速度抑制の対策の一つでございます。また、狭窄を作ることによって道路幅を部分的に狭くすることによって、対向車がいる場合には交互通行となり、単独での通過の際には幅員が狭いことで減速を促すものでございます。

牛久市でも速度抑制対策の実績といたしまして、神谷小学校への通学路の牛久ミニゴルフ場付近の交差点と、田宮東第1緑地公園南の市道に設置しております。昨年度は、中根小学校の通学路である牛久警察署から牛久運動公園にアクセスする市道と神谷小学校の通学路の栄町保育園付近に狭窄を設置いたしました。さらに、利用者が多い牛久駅西口ロータリーにおいても、改修工事の際にハンプ機能を備えたスムーズ横断歩道の設置をしております。

今後も、通学路の点検の結果等を基に、路線ごとの道路環境や対策方法など、特徴を考慮しまして効果的な速度抑制対策について検討してまいります。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 先ほどからの答弁ですと、交通安全プログラムに基づいて、各小中学校からの危険箇所の提案があるということですが、その中で当然これはスピードを出し過ぎだと、スピードを抑えてもらいたいというような要望もあるとは思いますが、そういうところを優先的にハンプというものの設置をぜひ検討していただきたいと思います。どこどこがどうのこうのと言えばいろいろありますけれども、そういうことではないので、やっぱり教育委員会として車のスピードを落とさなければならぬところというのをしっかりと把握をして、そしてスピードを落とすハンプ、車線を細くする、見えるようにするという方向もあるようですが、どうもハンプというものが一番効果があるようです。これもぜひ検討していただきたいと。

それと、見守りの問題で、通告はしておりませんので答弁は結構です。茨城県警では、保護者のための交通安全テキストが発行されております。また、茨城県教育庁学校教育部保健体育

課健康教育推進室学校保健安全担当が通学安全リーダーハンドブックというものを発行しております。危険予測トレーニングなども書かれております。もし、まだ活動していなければ、ぜひ各小中学校、また教育委員会で利用していただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で2番利根川英雄議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時ちょうどといたします。

午前10時52分休憩

午前11時03分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、1番鈴木勝利議員。

[1番鈴木勝利議員登壇]

○1番 鈴木勝利 議員 こんにちは。公明党の鈴木でございます。一般質問、最後になります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

通告順に従って質問をさせていただきます。

まず最初に、コロナ禍における原油価格・物価高騰に対する対策についてです。

昨年末以来、コロナ禍からの世界経済の回復に伴う原油価格の需要増や一部産油国の生産停滞などによる原油価格高騰が続き、さらにロシアによるウクライナ侵略がその高騰に拍車をかけております。同時に、原材料や穀物等の国際価格も高い水準で推移し、加えて、最近の急激な円安が輸入価格の上昇を押し上げております。これらは、輸入物資に頼る我が国の経済に大きな打撃を与え、家計や事業者にもたらす影響は計り知れません。今後のウクライナの情勢によっては、コロナ禍からの社会経済活動の回復に大きな痛手を与えることになりかねません。

政府は、昨年11月にコロナ克服新時代開拓のための経済対策、今年3月には原油価格高騰に対する緊急対策を取りまとめ、原油価格・原油高騰等に対する対応に取り組んでまいりましたが、原材料価格の高騰や世界的な供給制約等が長引いた場合には、国民生活や経済活動に重大な影響が及び、景気回復の妨げとなり得ると判断し、4月26日、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を策定し、1、原油価格高騰対策、2、エネルギー、原材料、食料等安定供給対策、3、新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等、4、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援を4つの柱として対策を進めることになりました。

この柱のうちの一つである、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援

の中に、地方公共団体の実施する対策への支援という項目が設けられており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されました。これにより生活に困窮する方々の生活支援や学校給食等の負担軽減など、子育て世帯の支援、また農林水産業者や運輸交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しすることとなりました。

公明党牛久市議団としても、去る5月26日市長に対して、以上を勘案し、コロナ禍における原油価格・物価高騰から市民生活及び市内経済を守ることを求める緊急要望書を提出したところです。本日は、本要望書に対する市としての回答を伺う意味も込めて質問いたします。

まずは、生活者支援です。初めに、昨日も同僚議員から質問もありましたが、学校給食費等の負担軽減でございます。このところの材料費や燃油費の高騰によって給食費が値上がりするのではないかとこの心配があります。また、値上げをしない代わりに、給食の質の低下や量の減少など、給食そのものに影響するのではないかとこの懸念もございます。食料品や日用品など様々な物価高騰は既に家計に重い負担を強いております。そこに給食費の値上げが重なることになれば、家計にさらに大きなダメージを与えることになります。また、成長過程にある子供たちに対して、大切な給食の質や量の低下を招くようなことはあってはならないと考えます。そこで、当該臨時交付金を活用して、材料費や燃油費の高騰があったとしても、給食費の値上げをしなくて済むように対策を立てるべきだと考えます。市の見解を伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 食料品が原料・原油価格の高騰で値上がりする中、ロシアのウクライナ侵攻や円安の進行などがさらに追い打ちをかけ、物価高騰が学校給食に大きな影響を及ぼしています。学校現場では、栄養バランスや量を維持しつつ、原価を抑えようと献立を工夫するなど試行錯誤しておりますが、これにも限界があります。

このような状況から、市といたしましては、今回のような急激な物価高騰に対して、給食費の不足分を保護者に負担を求めるのではなく、公費を投入して対応する考えです。国から発せられたコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策としての新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が充てられるとのことですので、これを活用して対応してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 どうぞよろしくお願い申し上げます。当該臨時交付金は、ただいま答弁をいただきました学校給食費等の負担軽減のほかにも、「コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者に対して、自治体が発行する事業（各府省のコロナ関連の制度に対する上乗せや横出しを含む）に幅広く活用することが可能」と明記されております。例

例えば生活者支援に関する事業では、独り親家庭をはじめとした子育て世帯、家計急変学生・生徒に対する給付金の支給や、生活困窮者や低所得者に対する給付金の支給、生活者に対する電気・ガス料金を含む公共料金の負担軽減などです。

生活に困窮する方々の生活支援については、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として1世帯当たり10万円、子育て世帯の支援については、低所得の独り親世帯とその他低所得の子育て世帯及び直近で収入が減少した世帯に対して、子育て世帯生活支援特別給付金として児童1人当たり5万円がそれぞれ給付されることになっておりますが、各自治体の判断によって当該臨時交付金を活用して、それぞれの給付対象の拡大や給付の上乗せの対策に取り組むことができます。また、上下水道料金、電気料金、ガス代等、公共料金の値上げに対して、これらの負担軽減のために、例えば給付金等を支出する等の支援をすることも考えられます。本市としては、生活者支援をどのように進める考えか伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 コロナ禍における生活支援事業としましては、生活困窮者対策として、生活全般の困り事に関する専門支援員による自立相談支援事業、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、住民税非課税世帯に対する給付金事業による経済的支援を実施してまいりました。

また、子育て世帯の支援につきましては、低所得者に対する子育て生活支援特別給付金事業、子育て世帯への臨時特別給付金、県独自施策として低所得者の独り親世帯に対する生活支援特別給付金事業を実施しております。さらに、市独自の給付金事業として、子育て世帯への臨時特別給付金事業では、所得制限により対象外となった世帯に対する給付金を、地方創生臨時交付金を活用して実施した経緯もございます。

本年度においても、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、国の制度として子育て世帯生活支援特別給付金の支給、また同じくコロナ禍で様々な困難に直面した方々に対する支援として、昨年度にも実施しております住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給が決定されております。このように各種制度の動きに応じて的確に対応し、事業を展開してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金においては、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として新たな枠組みが拡充され、生活における支援、事業者に対する支援に対し、きめ細やかな対応が可能とされてきたところです。現在、本年度の事業としまして、当該交付金を活用した施策を検討している段階であり、市の政策全般の観点から幅広く検討するとともに、日常生活、事業活動における課題などへの対応も踏まえ、交付金の有効な活用を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 次に、事業者支援ですが、これについても事業者に対する燃料費高騰の負担軽減や事業者に対する電気・ガス料金を含む公共料金補助、バス・タクシーなど地域公共交通の経営支援、トラックなど地域の物流の維持に向けた経営支援など、当該臨時交付金を活用できる事例が取り上げられております。本市としては、事業者支援に対してどのように取り組んでいかれるのか伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 本市においては、国・県において様々な支援事業を展開してまいりました。そして、多くの皆様から一定の成果があったという話を伺っております。本年度につきましても、市内の事業者に広く支援が行き渡ることを第一に制度設計を行いながら、これまでのスタンスを変えることなく、業種を問わず事業継続の一助となるよう補助金制度を考案したいと思っております。

次に、バス・タクシーの地域交通の事業者に対する支援についてでございますが、これについては、同じく令和2年、令和3年度にも市内の路線バス事業者及び市内の営業所を開設しているタクシー事業者を対象に公共交通応援補助金を交付しております。本年度につきましても、原油価格・物価高騰への対応として、新たに燃料負担も補助対象に加えて実施してまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 今回交付される当該交付金の実施計画の提出は、7月29日締切りとなっているそうです。既に4月28日付で各自治体の交付限度額が通知されており、例えば6月議会で予算の議決、交付決定を行えば、国の交付決定前でも対象事業に着手することが可能であるとの政府の見解も伺っております。しかし、ただいまの答弁を伺いますと、本市としてはいまだ当該交付金に関する具体的な検討までに至っていないと考えますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 当市としましては、実際に行う事業を慎重に検討し、各課の意見等を伺いながら実施する事業を決定し、予定としましては9月議会で承認をいただいた後にすぐに取りかかりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 当該地方創生臨時交付金が原油価格・物価高騰対応分にも拡充され

たことを踏まえ、本市の取組について伺いましたが、いずれにしましてもスピード感を持って早急に対策を進めていただき、市民生活、市内経済を断じて守り抜いていただくように切にお願い申し上げます、次の質問に移ります。

続きまして、教育費の家計負担についてでございます。

令和元年の幼児教育・保育の無償化、令和2年4月の私立高校の授業料の実質無償化、そして高等教育の無償化と、ここ数年間で教育費に対する国の公的助成が拡充されてきました。無論、無償化といってもそれぞれに所得制限等は設けられております。幼稚園、保育所への入園、入所、大学進学が広く一般的なものとなって、教育に係る費用負担が家計に重くのしかかり、ひいてはそれが少子化の要因にもなっている昨今の現状を考えると、この政策実現の意義は大変大きいものであることは間違いありません。今後は、所得制限の緩和とさらなる拡充に努めていただきたいことを国に強く要望していきたいと思います。

さて、ここでいう教育費は、いわゆる授業料を指していることは言うまでもありません。しかし、教育費と一言で言っても、授業料だけではありません。学校生活を送る上で必要な費用、すなわち学校教育費には、ほかにも入学金やPTA会費などの学校納付金、修学旅行費、図書、学用品、ランドセル、制服代等があります。さらに、学校給食費がかかります。そして、学習塾や習い事代、家庭教師代等の学校以外の教育活動に支出する学校外教育費もあります。ここでは学校教育費に焦点を当てて申し述べますが、教育費の無償化が進んだからといって、家計の負担がゼロになるわけではありません。教育には実に多くの費用がかかります。そして、それらは全て家計の負担として今でも重くのしかかっております。

小中学校は義務教育ですから、授業料は確かにありません。また、教科書も無償で配付されております。しかし、教科書だけでは学習は進みません。ノートや鉛筆、消しゴム等が必要です。そして、それぞれの教科ごとに、例えば算数や数学では三角定規や分度器、コンパスなど、理科では実験キット、図工や技術では画用紙や絵の具、粘土、彫刻刀、音楽では鍵盤ハーモニカやリコーダー、家庭科では裁縫セット、体育では体操服やジャージ、水着、ほかにも書道セットなどなど、どれも学習を進める上で必要なものばかりです。さらに、教科ごとに必要な補助教材やワーク、ドリル、単元テストなどもあります。校舎内では、上履きに履き替えなければなりません。荷物を入れるランドセルや通学かばん、名札もなくてはなりません。中学校では、規定された制服を着用することになっております。さらに、PTA会費や遠足代、修学旅行費、卒業アルバム代等とあります。

さて、これらを購入する費用が、原則全て家計の負担となっております。家庭の経済状況により就学援助を受けることはできますが、援助の対象にならないこの家庭であっても、このほかに学校給食費等がかかることも考えると、これらの負担は決して小さくありません。複数

のお子さんを抱えておれば、なおさらです。

そこでまず、本市における家計の負担となるこれら学校教育費の費用はどのくらいなのか伺います。学校、学年ごとにかかる費用は違うと思いますので、小学校、中学校それぞれ平均して1年間、児童生徒1人当たりの家計の負担となる費用はどのくらいになるのか伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 牛久市では、学校教育費として各御家庭に御負担いただいている経費についての調査は行っていないため、全てを把握しているわけではございませんが、市内のある小学校においては、年間1人当たり学校教育費と学校給食費を合わせて6万4,560円から8万6,360円と、またある中学校では8万2,190円から14万6,390円という値となっております。

この学校教育費の内訳としては、副教材費やPTA会費、また小学校入学時、中学校入学時に一時的にかかるランドセルや制服などの経費、さらに小学校6年生、中学校3年生においては修学旅行等の代金などの経費です。

ちなみに、文部科学省が行っている子供の学習費調査というものがありまして、直近のものですと平成30年の数値が公表されておりますが、こちらによりますと、学校教育費と学校給食費を合わせた年間で公立小学校では児童1人当たり平均で10万6,830円、公立中学校では生徒1人当たり18万1,906円となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 これらの費用は、学校で徴収するものもあれば、各家庭でそれぞれ購入していただくものもあるかと思えます。学校で徴収するものはどのようなもので、またそれはどのように徴収しているのか伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 現在、学校ごとに徴収しているものについては、基本的に一月または二月ごとに、年度当初に立てた年間の徴収の計画に基づいて、徴収金額を保護者から口座振替という形で徴収しております。

また、年度途中に発生する希望者購入の教材であったり部活動用品等の購入、修学旅行費などの不定期なものについては、インターネットからの申込み及びインターネット決済等を活用して保護者が直接販売店で購入するというような形になっておりまして、基本的にほとんど学校を経由して現金のやり取りをするということのないような仕組みを採用しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 自身の経験から申し上げますと、児童生徒がそれぞれ購入するのはそれが各自の所有物になるのが前提ではあるものの、必ずしも全児童生徒が個別に購入する必要のない教材、教具もあるかと考えます。また、今現在、児童生徒1人1台のタブレット端末が割り当てられている現状を考えれば、これを効果的に活用することによって、これまで必要だった補助教材等の代用とすることも可能だと思います。そこで、学校教育費を吟味し、その削減を進め、少しでも家計の負担を軽減すべきであると考えます。本市の考えを伺います。あわせて、削減を進めるべきだと考えるのであれば、どのような方法が考えられるか、また既に取り組んでいる具体的な事例があれば伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 負担軽減の取組ということでお答えいたします。

牛久市では、御家庭の経済的な負担軽減の取組として、まず、小学校及び義務教育学校の宿泊学習の児童の移動に伴うバスや部活動における大会参加並びに土日の練習試合等の生徒移動に必要なバスに、市の公用バスを活用しております。民間バスを借り上げれば当然必要となる借り上げ料と比較しますと、1人当たり数千円程度を削減できていると考えられまして、負担軽減には大きく貢献していると考えております。

また、各学校においては、学習に必要な副教材等を購入する際に、保護者の購入希望に基づいて購入しています。これは既に上の学年に兄弟がいらっしゃって購入をしたなどの理由で購入が不要な御家庭に配慮した対応となっております。

今後も、他市町村の取組事例等も参考にしながら、本市といたしましても、御家庭の負担をなるべく削減できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 いろいろ工夫をしていただきたいと思います。

それから、先ほど申し上げましたように、せっかく1人1台のタブレット端末が割り当てられておりますので、ネットをうまく活用したりしながら、あるいはアプリを入れたりしながら、今まで全児童生徒一人一人、例えば理科だとか社会の様々な副教材を購入していた分とか、こういうのが削減できるのではないかなと思います。わざわざ買わなくても、そうしたタブレットをうまく活用することもこれからは大事ではないかなと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

家計の負担となる学校教育費を全て公費で賄うとすると、本市全体で総額幾らになるのか伺います。あわせて、学校給食費の場合も総額幾らになるのか伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 学校教育費の総額及び学校給食費の総額について、令和4年5月1日現在の児童生徒数を基に試算いたしましたところ、学校教育費の総額は、先ほどの子供の学習費調査の単価を用いますと、大体約6億円になると考えられます。その内訳としては、副教材費やPTA会費などの学校徴収金や入学時に係る費用、修学旅行費を含めた金額ということになります。

また、学校給食費につきましては、児童生徒の分としては総額で3億3,000万円というふうになります。その内訳は、令和4年度に児童生徒の学校給食費として歳入を見込んだ金額から持ってきております。

学校教育費の総額、学校給食費の総額を合わせてみますと、約9億3,000万円になります。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 日本の教育費、特に高等教育なんですが、これまで公的支出に占める公的教育費の割合、GDPに占める公的教育費の割合、いずれもOECD諸国の中で日本は最低レベルに位置し、日本の教育費の公的負担は国際的に見て低いと言われておりました。最近の教育の無償化の進展によってその改善傾向はうかがえますが、それでもなおかつ日本では、教育達成は個人の私的利益とみなされ、教育の公共的意義が看過されがちです。そのため、教育費の家計負担は依然重く、塾や習い事が一般化されている昨今では、特に学校外教育費の負担にさらに拍車をかけていると言えます。

そこで、せめて学校生活を送るために必要な学校教育費及び学校給食費の家庭負担を軽減するために、経済的に困難な状況にある家庭に対する就学援助という限定的な考えではなくして、全家庭一律に補助金等を支出してその支援を図るべきだと考えますが、本市の見解を伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 原油価格や食料品など生活必需品が高騰している中で、学齢期の子供を抱える御家庭の受ける影響は少なからずあるとは考えております。全国的には、食材物資や配送コストの高騰ということによって学校給食費の値上げを決定した市町村もあるような状況でございます。牛久市においては、全家庭に対する支援策として、今回の一時的な物価高騰によるものに対しては、今年度、学校給食費の値上げによる保護者負担ということではなく、臨時交付金を活用して、これまでどおり栄養バランスや量を保った給食を子供たちに提供してまいります。

また、御指摘いただきましたが、経済的に困難な状況にある御家庭に対して、学用品や給食

費など学校に係る費用の一部を援助する就学援助制度、これについても述べさせていただきますと、就学援助制度における支給額の単価について、これについては生活保護費の単価に準じて決めているというところで、生活保護費の改定に応じて、市でも単価見直しをその都度行っているということで、物価の変動によって生活保護費の支給単価が改定された場合は、就学援助費の支給単価も当然これに準じて動かしていくという予定でございます。

議員おっしゃられた全家庭への支援、補助という形ではなかなか難しいとは考えておりますが、先ほど来、一例として挙げました公用バスの使用であったり、そのほか様々な工夫で御家庭の負担を軽減していければとは考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 なかなか難しいとは思いますが、先ほど申し上げましたが、教育の公共的意義を考えると、教育に対する支出というのは、子供に対する支援にとどまらず、未来への投資として考えていくべきものだと思いますし、またそういう意味で言えば、国、あるいは県、あるいは市町村、自治体、それぞれ公的支出の上で成り立つものでないかなど私は考えます。その意味で、一部の困窮した家庭に対する援助という考えではなくて、全ての家庭に対してこの教育に対する負担を軽減する。全ての額を公的支出で賄うということはもちろんできませんが、何かしらの補助金等を支出して全家庭の負担を減らすということが必要ではないかと思うんですが、その辺のお考えを、再度これは市長にお聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私も就任して以来、教育に関しては非常な思いを、教育委員会と様々な思いを語っているところでございます。財政が豊かならば、私は、給食費、そして副食費なんかも支給できることがあればと思っております。ただ、現在の経済、こういうことでは無理かなという感じでございます。そして、いろんな補助金があっても、その補助金が一時的なものだったならば、なかなか継続した事業には使えないということもございます。

ですから、そういうものの見方、それから、やはり私は前も言ったように、教育というのは非常に重要なことであるし、そして現在でも教育に関しては牛久の財政の相当の部分を使っても、別に僕は使っているからどうのこうのではなくて、やはりいろんなバランスというものがございまして、でもその中でもやっぱり教育は私は重要であるというような形で、学校ばかりではなくて、生涯施設にしても何にしても、子供ばかりではなくて様々な市民が教育を推進して、そしていろんな自分の生涯活動についても、いろんな文化、そして歴史を検証するにおいても、私は大変重要な教育というか、生涯学習というか、そういうものもこれからも、もし財政にゆとりがあれば、様々な分野でその思いをこれからも教育委員会、そして市民の皆さん

と、また議会の皆さんとも話し合いながら進めていきたいと思っております。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 教育は未来への投資にほかなりません。国も社会も、その将来はこの子供たちが担うこととなります。その意味で、子供たちの教育にこそ優先的にお金をかけるべきだと考えます。また、そうした意識変革が政府、自治体、そして社会全体にもっと必要ではないかと考えます。

続きまして、最後の質問になります。学校の働き方改革の進捗状況についてです。

学校の働き方改革に関する一般質問については、これまでも令和元年第2回定例会をはじめ令和2年第4回定例会でも取り上げてまいりました。また、令和2年第1回定例会での学校運営協議会制度と地域学校協働活動の現状と課題、今後の展望についてや、令和4年第1回定例会、教師不足について等でも、学校の働き方改革の推進の必要性を述べてまいりました。

あわせて、学校の働き方改革については、何よりも保護者をはじめ地域の方々、さらに社会全体の十分な理解が必要であり、それと同時に、保護者や地域の方々の手をお借りしなければ、その改革を十全に進めていくことができないことも訴えてまいりました。そのために、保護者や地域の方々への学校の働き方改革理解のためのさらなる情報発信を市執行部にもお願いしてまいりました。

そうした意味で、広報うしくにおいて、昨年8月1日号を皮切りに同年11月1日号、今年2月1日号と3回にわたって、シリーズ牛久の教育「教職員の働き方改革」と題して特集を組み、市民の方々に広く周知していただいたことは高く評価したいと思います。改めて感謝申し上げます。

一方で、何ゆえにそこまで学校の働き方改革を推進する必要があるのかという声も聞こえないではありません。残業代や休日勤務など、どこの企業や団体でも働いている以上当たり前だという声もあります。しかしながら、ここでいう教員は公立学校の教員を指すんですが、残業手当や休日勤務手当等は支給されないという定めがあることを前提にして考えていただかなければなりません。幾ら超過勤務になっても、その分賃金給与に反映されるわけではないのです。

御存じのとおり、昭和46年制定の公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法には、校長や教頭などの管理職を除く教諭や養護教諭などの教育職員には、時間外勤務手当、休日勤務手当を支給しない代わりに、その教育職員の給料月額4%に相当する額を教職調整額として支給しなければならないと明示されております。これは教員の仕事が自身の自発性や創造性が必要とされるものであり、勤務時間の管理が難しいという特殊性を考慮したものだとしております。

しかしながら、昭和46年に制定された給与月額4%に相当する額に見合った超過勤務時間

とは一体何時間を指しているのか。文部科学省の資料「教職調整額の経緯等について」には、昭和41年度に当時の文部省が実施した教員勤務状況調査によると、1週間平均、小学校1時間20分、中学校2時間30分を基礎としていることが分かります。しかしながら、現在問題となっている超過勤務時間は、それをはるかに超えるものなのです。

その後、令和元年に給特法の改正があり、1年単位の変形労働時間制の適用と、原則月45時間、年360時間という超過勤務時間の上限を明示した業務量の適切な管理等に関する指針が策定され、現在施行されているところですが、残業手当や休日勤務手当が支給されるようになったわけではありません。本給特法に対しては当然様々な議論があり、単純に廃止して教員も労働基準法にのっとるようにすべきだとは一概には言えませんが、こうした教員の立場の特殊性を考慮した上で学校の働き方改革を考える必要があります。

そして、学校の働き方改革を推進している大事なことは、何よりも広報うしくの第2回教職員の働き方改革でも述べられているとおり、こうした授業準備や子供に対応する時間を先生に保障することが、ひいては牛久の子供たちの資質、能力の向上や一人一人の将来の生活の自立や幸せづくり、そして牛久のまちづくりにもつながっていくということです。

さて、それでは学校の働き方改革はどのように進んでいるのか、その進捗状況について伺います。まず、今申し上げましたように、指針では月45時間、年360時間という上限が明示されておりますが、超過勤務時間についてどのような改善傾向が見られたのか伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 令和3年4月には、45時間以上80時間未満が45.5%、80時間以上が39.9%、そのうち100時間を超えるものが17.7%という状況でしたが、令和4年4月には、45時間以上80時間未満が53.3%と増加はしているものの、80時間以上が6.3%、100時間を超えるものが1.6%と、年度初めの多忙である同時期を比較してみても大幅に減少いたしました。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 マスコミの報道や、私自身も直接耳にしたこともあるんですが、学校現場では、学校の働き方改革が進んでいないことを指摘されないために超過勤務時間を少なく書き換えたり、あるいは教育委員会に報告する前に教頭が記録を改ざんしたり、あるいは教育委員会が学校に対して超過勤務時間を過少申告するように求めたりといったことが現実に起きていると言われております。学校現場の苦しい実情を理解できないわけではありませんが、超過勤務時間を減らすために勤務時間の実態を正確に把握し、その管理を進めているにもかかわらずこのような実態が存在するのであれば、当然、改革などを進めることはできません。本市ではどのような実情なのかを伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 勤務時間の報告に関しては、毎月、在校時間の集計をして職種別に超過在校時間の状況を茨城県教育委員会に報告しています。80時間超過勤務者に対しては、管理職による面談を実施するとともに、牛久市教育委員会においても指導課が窓口となり学校長へのヒアリングを実施し、その内容についても県に報告することになっております。

牛久の子供たちのために質の高い学びを提供するため、勤務時間を超えてでも教材研究をしたいという現場の声もある一方で、超過勤務者に対して、県の教育委員会からの指導もあり、個別に対応しているのが現状です。教育委員会事務局といたしましては、効率化を図れるものは図り、無駄なものは省きつつ、現場の声も反映し、改善に努めてまいります。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 本市は適正な管理がされていることがうかがえました。超過勤務時間を減らすためには、業務そのものの見直しが必要です。先述した広報うしくに掲載された教職員の働き方改革第3号の末尾に、それらの取組の事例が列挙されておりましたが、それも含めて改めてお答え願います。

まず初めに、登下校や放課後の児童生徒に対する対応など、「学校以外が担うべき業務」に関する進捗状況を伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 国は、「基本的には学校以外が担うべき業務」として、登下校の見守り、学校徴収金の徴収・管理、地域ボランティアとの連絡調整などを挙げています。

登下校の見守りにつきましては、ほとんどの学校が地域の方の協力を得ることができ、先生方の負担は大幅に削減されつつあります。

学校徴収金の徴収管理につきましては、多くの学校においてインターネットバンキングに対応できるようになりました。

また、地域ボランティアとの連絡調整に関しましても、学校運営協議会や地域コーディネーターとの連携が進み、学校の先生が今度こういう事業をやりたいと考えていると学校運営協議会に伝えると、学校運営協議会の委員や地域コーディネーターがその授業に助言、協力できる方を探して手配してくれることで授業が実施できているという事例等が増えつつあります。

「基本的には学校以外が担うべき業務」の分担については、子供たちのために質の高い学びを保障する学校づくりを行うための授業の準備や自己研さんを行う時間を確保できるようになるため、学校運営協議会を通してさらに軽減を図れるよう、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 次に、調査統計等への回答、休み時間における対応、校内清掃、部活動など、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」に関しての進捗状況を伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 国は、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」として、調査・統計等への回答や児童生徒の休み時間における対応、校内清掃、部活動を挙げています。

調査・統計等への回答については、今までほとんど教頭先生の仕事でした。それを昨年度、業務を見直し、事務職員や用務員に再分担いたしました。

また、部活動については、平日の部活動の実施日を減らしたり、土曜、日曜日のどちらかは休みにしたり、部活動指導員を活用したり、複数顧問制にしたりするなど、負担を軽減するため各学校でそれぞれ取り組んでおります。

教育委員会としましても、休日の部活動を学校から切り離し、地域スポーツとするような取組を始めようとしております。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 部活動につきましては、先日、地域移行が今後本格的に進められていくことがテレビや新聞等で報道されておりました。様々な課題があることは十分承知しておりますが、これについては学校の働き方改革の最重要事項です。ぜひとも実現していただけることを願っております。

続いて、給食時の対応、授業準備、学校評価や成績処理、学校行事の準備運営など、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」に関しての進捗状況を伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 国は、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」として、給食時の対応、授業準備、学習評価や成績処理、学校行事等の準備・運営などを挙げております。

給食時の対応として、新1年生の4月の給食の配膳時に保護者が補助に入ってくれた事例がありました。また、テストやプリントの丸つけをスクールアシスタントが行うことで分業を促進させ、負担軽減を行いました。

学校行事の準備・運営についても、運動会を半日開催にしたり、種目の厳選などにより改善を進めました。このような行事の精選や練習、準備過程の見直しは、児童生徒に身につけさせたい資質・能力や行事の狙いを明確にしながら実施しております。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 その他の学校行事、研修・研究会、または各種計画書、こうした作

成等での進捗状況はどうか伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 教育委員会では、「子どもたちに一人残らず質の高い学びを保障する」を教育理念に、授業づくりを核とした学校づくりを進めています。授業づくりを核とした学校づくりを進める上で最も重要視しているのが、各学校が主体的に実施している毎月の校内研修です。校内研修では、同僚の授業参観を通して、子供の学びの姿を見取る力を向上させ、その後の協議では全員が子供の学びの姿を語り、その語り合いを通して授業改善の視点を見出しています。そして、授業を変えて、子供を変えて、学校を変えていくことを目指しています。そのために、各学校では様々な改革をしています。

例えば、小中学校が一斉に集まって実施していた陸上競技会や音楽祭は、令和2年度より取りやめております。また、学校行事の実施を目的とするのではなく、子供たちに必要な資質・能力を身につけさせることを目的に実施するものであるということを確認し、ゼロベースでの見直しを図っています。

研修等については、スクラップ・アンド・ビルドの考え方で、昨年度以上の研修を計画してはおりません。その代わりに、各校の日常の授業づくりを充実させることで、若手もベテランも共に学ぶことができる機会を確保しています。これが同僚性の構築や授業で子供を変えることにもつながり、自然とOJT研修になっています。

各種計画書等の作成についても、できるだけ簡素化できるようにしています。例えば、今年度より、市の訪問の際の打合せカード等は簡略化し、学校の負担を軽減しました。また、市教育委員会主催の研修会において、研修報告書や事前の作成物は必要以上に求めるのではなく、最小限にとどめています。

これ以外にも、今年度は教員の働き方改革として、全校一斉に木曜日を5時間授業とし、授業づくりのための時間を確保するとともに、勤務時間の縮減につながるようにしています。一方で、子供と地域のつながりを強めていき、地域に子供たちの学びの場をつくっていくことも必要であると考えています。

今後も、教員が本務である授業づくりに注力できる環境整備に努めるとともに、教員の勤務時間の縮減に向けて継続して検討してまいります。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 学校行事等の精選や見直しについては、この2年間余りのコロナ禍という特殊事情が起因しているため、状況が変われば元に戻すという、そうした考え方もあると聞いております。しかしながら、新型コロナウイルス感染が落ち着いたいわゆるアフターコロナにおいても、学校の働き方改革という観点からこうした学校行事等の精選や見直しは必要

だと思うんですが、その辺のところの考えをお聞かせください。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 今議員の御指摘のとおり、今現在コロナ禍という特殊的な状況と、ちょうど働き方改革が必要だという状況が重なり合っている時期と認識しております。では、このコロナ禍がなかった場合に、働き方改革が必要ではないのか、学校の行事等の精選が必要ではないのかというのは全く別の話であり、やはり将来の子供たちの教育という、議員が将来への投資という言葉をお使いになりましたが、そういうことがきちんと確立されるためには、この働き方改革は進めるべきものであり、それに伴い、行事等の精査、縮減等は必要だと思います。ただ、先ほども申し上げましたとおり、行事をすることが目的なのではなくて、子供たちにつけたい力、能力をつけるために行事があるので、そのことをきちんと見据えた上での判断というのが必要になってくると思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 どうぞよろしくお願ひします。

実は、私がこうして学校の働き方改革に関して質問することが、かえって学校現場、特に教頭や教務主任の仕事を増やすことにつながるというのは当然承知しております。質問に対する答弁を用意するために、教育委員会から各学校現場に報告を求めるのですから、学校はそれに答えざるを得ません。学校では、このように議会や文部科学省、教育委員会をはじめ、公的私的を問わず様々な団体、組織からの要望、要請、お願ひや疑問、質問に答えなければならないのが現状です。しかし、それらのほとんどは市の教育委員会を通して学校に伝えられるわけですから、市の教育委員会の判断で学校にあえて伝えない、あるいは学校からの報告を求めないことも可能だと考えております。学校の働き方改革の観点からこのような取組も既に進めているかと思いますが、その場合、どのような判断でどのように取り組んでいるのかを伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 ポスターや作文等の提出など、夏休みの宿題の多くは外部からの依頼によるものですが、これらの学校での取りまとめは教職員にとって大きな負担になっておりました。そこで令和2年度から、外部からの依頼については、学校での取りまとめの過程を省き、個人が直接応募できるように改善いたしました。また、これまで慣例により各学校単位での提出を求められていた依頼については、教育委員会事務局が窓口になって、その依頼先に対して任意での提出を可能とするような働きかけをしております。

また、市役所の各課からポスターや作文等の依頼がある場合には、学校での取りまとめはお願ひしてはおりますが、依頼側で学校に取りに行くような体制も整えております。なお、提出

を受けた作品の審査等の事務についても、指導課の指導主事が対応し、学校の負担を減らす取組を進めております。

各スポーツ少年団の団員募集など、子供たちへ様々な情報を提供する学校でのチラシの配付についても、例えば30人の小学校1年生にチラシを配付することは大変な作業であり、それだけで10分以上の時間を要することもあります。そのようなことから児童生徒一人一人に配付するのをやめ、置き場所を決めて、興味関心のある児童生徒が持って帰れるようにしたり、保護者の方にはSNS等を活用した情報提供に改めるなど、さらなる負担軽減が図れるよう検討を重ねているところです。

学校の負担軽減を進めるには、保護者や地域の方々の理解と協力が欠かせません。先ほど議員からも御紹介をいただきましたが、昨年度は働き方改革についての周知と理解促進を目指して、広報うしくに3回の特集記事を掲載しました。教育委員会事務局としましては、今後も働き方改革に対してのより一層の御理解と御協力が進むよう、広報にも力を入れていきたいと考えております。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 そのほかにICT等を活用した業務の効率化も進められていると思います。具体的な取組についての事例について伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 ICT等の活用につきましては、校務支援システムを令和4年1月から一部稼働し、本年4月から本稼働しました。児童生徒の出欠確認や教職員の出退勤管理も校務支援システムで管理できるようになり、効率的に行えるようになりました。また、出退勤の管理を自分のパソコンで管理できるようになり、日々の自分の勤務状況を確認できることで、超過勤務の抑止につながっています。通知表や指導要録の作成等、要となる機能の使用はこれからとなりますが、操作研修も各校で実施するサポート体制もしっかり整えており、今後ますます効率化が図れるものと期待しております。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 試行錯誤しながら様々な取組に挑戦し、続けている様子がかえりました。ただ一方で、現実と思うように業務は減らないという声も聞かれます。学校の働き方改革は端緒に就いたばかりです。国が音頭を取って進めているのですから、保護者や地域の方々の理解を得ながら、思い切った改革を進めていただくことが必要だと考えます。広報うしくに掲載された教職員の働き方改革のサブテーマのように、全ての取組は牛久の未来を担う子供たちのために、どうぞよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○杉森弘之 議長 以上で1番鈴木勝利議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時20分といたします。

午後0時08分休憩

午後1時22分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

市長提出議案第28号の1件、意見書案第5号ないし意見書案第8号の4件、陳情第4号の1件の提出がありましたので、サイドブックに登載いたしました。

陳情第4号については、内容を十分検討の上、考慮されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2、議案第22号ないし日程第7、議案第27号の6件、日程第8、決議案第3号の1件、日程第9、意見書案第4号の1件を一括議題といたします。

○

議案第22号 専決処分の承認を求めることについて

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて

議案第24号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第25号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第26号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第1号）

議案第27号 和解について

決議案第3号 ウクライナ避難民のサポート体制の整備を求める決議について

意見書案第4号 旧優生保護法下での優生手術等の強制に関する訴訟での上告取り下げと被害者への誠意ある謝罪・賠償を求める意見書の提出について

○杉森弘之 議長 これより議案第22号ないし議案第27号の6件及び決議案第3号の1件、意見書案第4号の1件について、順次質疑を許します。

ここで質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。質疑発言は、明瞭、簡素にその範囲を超えないようお願いいたします。また、答弁に際しましては、的確かつ簡潔、明瞭にされるようお願い申し上げます。

また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑されますようお願い申し上げます。

初めに、議案第22号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第22号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第23号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第23号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第24号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第24号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第25号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第25号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第26号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第26号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第27号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第27号についての質疑を終結いたします。

次に、決議案第3号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で決議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第4号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で意見書案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第10、議案第28号を議題といたします。



議案第28号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。根本洋治市長。

〔根本洋治市長登壇〕

○根本洋治 市長 現在上程しております議案に加え、本日1件の追加議案を上程いたします。

議案第28号は、令和4年度牛久市一般会計補正予算（第2号）でありまして、既定の予算

額に9,716万3,000円を追加し、予算の総額を278億5,386万7,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入といたしまして、国庫支出金は、低所得の独り親世帯生活支援特別給付金事業費及び事務費補助金等の計上であり、歳出といたしまして、民生費の児童福祉費は、低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金を計上するものであります。

以上が、補正予算の概要であります。詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

ただいまより議案第28号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第28号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第11、意見書案第5号を議題といたします。

—————○—————

意見書案第5号 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書の提出について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。1番鈴木勝利議員。

〔1番鈴木勝利議員登壇〕

○1番 鈴木勝利 議員 意見書案第5号、環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書(案)。

朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

地球温暖化や激甚化・頻発化している災害等に対し、地球規模での環境問題への取組であるSDGsや2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、さらなる取組が急務であるが、公共建築物の中でも大きな割合を占める学校施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上とともに、学校施設を教材として活用し児童生徒の環境教育を行う「環境を考慮した学校(エコスクール)事業」が行われてきた。

この事業は、現在「エコスクール・プラス」として、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力し、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができ、平成29年から今まで249校が認定を受けている。文部科学省の支援として、令和4年度からは「地域脱炭素ロードマップ(国・地方脱炭素実現会議)」に基づく脱炭素選考地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対し、単価加算措置(8%)の支援が行われているところである。

文部科学省の補助としては、新增築や大規模な改築のほか、例えば教室の窓を「二重サッシ」にする等の部分的な補助事業もあり、ある雪国の学校では電力を大幅に削減するとともに、児童生徒に快適な教育環境を整えることができた。また、太陽光発電や壁面緑化、自然採光等を取り入れた学校施設（身近な教材）を通じて、仲間と共に環境問題や環境対策を学ぶことができ、科学技術への触発となるとともに、最新の技術等を学ぶ貴重な教育機会となっている。

そこで、これまで多くの事業が全国の学校施設で行われてきたが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の推進を行うためには、さらに加速して事業を推進することが必要である。特に、多くの学校での実施が重要であり、技術面（学校施設のZEB化に関する先導的なモデルの構築及びその横展開等）及び財政面（学校施設整備に対する国庫補助）について、以下の事項に留意してさらなる推進を行うことを強く求める。

記

1. 技術面に関しては、学校施設に関するZEB化の新たな技術の開発や周知を行う。特に、新築や増築といった大規模事業だけではなくLEDや二重サッシといった部分的な省エネ改修事業も、しっかりと周知を行い“できるところから取り組む”自治体・学校を増やしていくことが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実につながることに留意して、周知の徹底に取り組むこと。
2. 財政面に関しては、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実に向けて、多くの学校が取り組むことができるよう、学校施設整備に対する事業予算額を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員の皆様のご賛同よろしくお願いたします。以上です。

○杉森弘之 議長 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案第5号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で意見書案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第12、意見書案第6号を議題といたします。



意見書案第6号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。13番北島 登議員。

〔13番北島 登議員登壇〕

○13番 北島 登 議員 意見書案の朗読をもって提案理由説明に代えます。

意見書案第6号、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（案）。

2017年7月7日、国連総会において核兵器禁止条約が122か国の賛成により採択され、2021年1月22日に条約が発効しました。核兵器は人道的に許されないだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。批准国は現在61か国に達しています。世界各地で市民社会や被爆者が核兵器に頼らない平和の構築を訴え続けたことが、条約の発効という形で結実しました。

ところが、2022年2月24日のロシアによるウクライナ侵略は、国際社会の平和と安全を著しく脅かし、武力による威嚇と武力行使を厳しく禁じた国連憲章にも違反する行為です。その上、プーチン大統領は、ロシアが核兵器大国であることを誇示し、欧米の批判や制裁の動きに対抗する姿勢を見せています。核兵器で世界を威嚇する行為は決して許されるものではありません。

一方国内では、不安定な世界情勢にあつて防衛力強化や核抑止力への依存を強める発言が飛び交っています。しかし戦争による核攻撃を受けた唯一の国である日本政府は、核抑止力を過信することなく、核軍縮のための努力を続けるべきであり、核の競争ではなく廃絶しかないと強く世界にアピールすべきと考えます。

ここに日本政府に対し、下記のように核兵器禁止条約に署名・批准することを強く求めます。

記

1. 日本政府は、核兵器禁止条約に署名・批准を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。牛久市議会。

以上です。

○杉森弘之 議長 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案第6号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で意見書案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第13、意見書案第7号及び日程第14、意見書案第8号を一括議題といたします。

意見書案第7号 高度補助生殖医療に対する支援の継続を求める意見書の提出について

意見書案第8号 児童生徒用送迎バス等の安全基準制定を求める意見書の提出について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。9番長田麻美議員。

〔9番長田麻美議員登壇〕

○9番 長田麻美 議員 意見書案第7号及び意見書案第8号について、意見書案の朗読をも

って提案理由とさせていただきます。

意見書案第7号、高度補助生殖医療に対する支援の継続を求める意見書（案）。

令和4年4月より生殖補助医療（いわゆる不妊治療）が保険適用となった。これにより利用者負担の軽減につながっている一方で、一律の保険点数制度により成功率にかかわらず診療報酬が一律となり、機材や技術の付加価値が評価されない制度となっている。

また、プラスアルファで高度な治療法を受けようとするといわゆる混合診療の問題で治療の全てが全額自己負担となり、特定不妊治療助成制度は保険適用化によって終了しているため、かえって自己負担が増えるケースも出てくることとなっている。

よって国におかれては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

1. 不妊治療が保険適用となったことで支援対象外となった効果的かつ先進的な治療に対する助成の再開を検討すること。
2. 不妊治療分野におけるいわゆる混合診療を速やかに認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案第8号、児童生徒用送迎バス等の安全基準制定を求める意見書（案）。

令和3年7月、福岡県で認可保育所の送迎バス内に取り残された児童が死亡するという痛ましい事案が発生した。児童生徒を送迎するスクールバスの運転手及び添乗職員には、現状、安全研修の義務がない。また、道路運送車両の保安基準第22条の3において、幼児専用車ではシートベルトの設置も免除されている状況である。

幼児自らベルトの着脱が難しいため緊急時の脱出が困難なこと、幼児の体格は年齢によって様々であり一定の座席ベルトの設定が困難であること、同乗者の着脱補助作業が発生することからシートベルトの設置が免除されているが、時代の変化とともに乗用車の後席座席ベルトの着用が義務づけられるなど安全に対する考え方もより高度になっている。

よって国におかれては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

1. 児童生徒を送迎するバス等の安全管理については統一基準を作成し、運転手及び添乗職員への安全研修などを義務づけること。
2. 幼児専用車のシートベルト設置免除について、一定の年限を設定しシートベルトまたはそれに代わる安全装備の設置を義務化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○杉森弘之 議長 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案第7号についての質疑を許します。12番加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 ただいまより、意見書案第7号、高度補助生殖医療に対する支援の継続を求める意見書(案)の提出について、質疑を行います。

少子高齢化が進む今日、不妊治療は日々そのニーズが高まり、子供の誕生を待ち望む数多くの方がいます。その必要性、重要性を踏まえ、本意見書提出について3点から質問をさせていただきます。

まず、意見書案文中の1番に、保険適用の対象外となった効果的かつ先進的な治療に対する助成という部分がございますが、その具体的な治療例がどのようなものか確認したいと考えます。

2点目といたしまして、人の卵子と精子を扱い受精させるという極めてセンシティブな業務は、その過程の多くを胚培養士という方が担っていると認識しています。しかし、この培養士は、全国で現在、民間資格取得者で1,500名程度しかおらず、国家資格は存在しません。医学部、農学部等で研究を積んできた方は希少であり、求人サイトには未経験でも可能という記載もあります。生殖医療補助は支援につながる一方で、現場が先進技術に追いついていないという現実が推しはかられます。高度補助生殖医療をめぐるのは、精神的・身体的負担が、母体のみならず家族にもものしかかります。かけがえのない命を扱う培養士の制度充実、国家資格化をまず優先してはと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、3点目といたしまして、現行の支援範囲は必ずしも自治体ごとに統一されていません。助成内容や金額が上乘せされている自治体もあります。年齢制限緩和、事実婚の方々への認可等、全国での助成範囲統一という観点についてはいかがでしょうか。

以上となります。

○杉森弘之 議長 答弁を求めます。9番長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 ただいまの加川議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1つ目の効果的かつ先進的な治療という部分ですけれども、不妊治療の治療法は大変多岐にわたるものですので、ここで全てをちょっとお答えすることはできませんが、例えば今回の4月の補助として外れたタイムラプスとか、あとシート法などですね。そういったものが今回認められるような体外受精などとセットでやっていくことが多いので、なおかつこの不妊治療を受ける方はなるべく確率の上がるものを望むと思いますので、2番にも記しておりますが、外れたものを一緒にやると混合診療になり助成が受けられないということですので、効果的かつ先進的な治療というふうにまとめて記載させていただきましたので、御理解を願いたいと思います。

培養士についてなんですが、医療関係、いろいろと人手不足だったり、加川議員おっしゃる

ことも大変よく分かります。また、あと3番の条件について、それも同じように意見を持ちますが、今回に関しましては、この4月より保険が適用になった部分をまず記していますので、その中でまたプラスアルファやっていきたいとは思いますが、お考えいただければと思います。よろしくお願いします。

○杉森弘之 議長 ほかにありませんか。15番須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 それでは、意見書案第7号について数点質問させていただきたいと思います。

ここの意見書(案)の冒頭に、この保険適用と高度補助生殖医療は本年4月からということが書かれています。始まったばかりで、これが今まで自由診療の中で行われていた経緯を踏まえて、それぞれのこの制度が保険適用ということについての御意見、それは重々分かるんですが、これによってどのようなこれを望む方々の意向が変わるか分からない中で、このことを求めるということのこの意見書(案)として提出するというに至った理由についてまず伺います。これがちょっとこの中には書かれておりません。

それから、ただいまも同僚議員の質問がありましたけれども、プラスアルファで高度な治療を受けようとするとき自己負担が増えるケースが出てくると。これも十分承知しておりますが、それではどの程度、それぞれの治療内容によって自己負担が増えるということは承知しておりますが、保険適用によって不利益を講ずるといふ、その割合というのはどのくらいだと思っているのかをお伺いいたします。

それから、この不妊治療の保険適用といいますのは、なかなか国民のコンセンサスを得るところがまだ始まったばかりと言えらると思います。不妊が保険適用されるということは、不妊がその疾病該当性が認められたということでは、今回の保険適用ではこの有効性、安全性が確認できた医療技術についての保険適用というふうに思いますと、これがその後の先進的な治療に対するということ、どこまでを先進医療としてこの補助の助成の対象というようなことで思っているのかということについても伺いたいと思います。

また、こういう先進医療が突き進んできますと、まだまだ生命倫理上の問題や法的な制度というのが追いついていないと思われまふ。民法では、一応この一部適用、民法では整備されてきた面もありますけれども、懐胎出産であるとか、そういう部分についてのまだまだ法的な整備がない中で、どこまでを先進医療としてこの助成の対象というふうになるのか。その点についてのお考えを伺いたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 9番長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 ただいまの須藤議員からの御質問にお答えをいたします。

まず、1つ目、なぜ始まったばかりなのにこれを提出したかということですが、今回保険適用になったもの、そうでなかったものが明らかになりました。その中で不妊治療を受ける際、年齢制限やあと年齢による回数に限られておりますので、その内容ですね。後からこういう問題が出てきたから変えるということではなく、初めから窓口を広く持っていたほうが、年齢制限などを考えた場合に多くの不妊治療を受けられる皆様が高度なものを受けられるというふうに最初に窓口を広めていただきたいということで提出に至りました。

2番目の割合についてですが、どれぐらいの割合かというのは、ちょっと私のほうではお答えできかねますのでよろしく申し上げます。

3番目の御質問ですが、選ばれるという、保険適用になる、除外されるという部分では、安全面というのは日々変わっておりますので、私のほうから確実にこれとこれとこれというふうには申し上げられないので、御理解願えればと思います。

○杉森弘之 議長 15番須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 それでは、再質問させていただきます。

ここで生命倫理の問題を申し上げてもなかなか質疑に当たるようなものとはならないと思いますので、それは控えさせていただきたいと思いますが、保険適用となるということは、先ほども申し上げたように、これが疾病の対象である、不妊治療がその個人が子供を欲しいというその思いと、それが今までは保険適用というふうには、そういう対象とはならなかったわけですね。そこが、その疾病の中の不妊、赤ちゃんが欲しいと思ってもできないということは疾病の中の一つであるというふうな位置づけがなされたことによって、保険適用のゴーサインが出たというふうに思っております。

しかしながら、この先にありますように、先進的な高度補助生殖医療、そこへ突き進んでいいのかというのはまた議論を待たなければいけないと思うと、これが妥当なのかというような意味ではなかなか難しい点もあるのかなと思っております。これは意見となりますが、ここの分野でのいわゆる2番目で混合診療を速やかに認めるということになる。ほかの分野でも混合診療の弊害は出ておりますけれども、不妊治療分野における混合診療を認めることによって、どういうふうはこの対象となるような方が救われるというふうに思っているのか。その点について伺います。

○杉森弘之 議長 11番守屋常雄議員。

○11番 守屋常雄 議員 私、長田さんのあれに賛成として守屋というので書いたんですけども、僕も全くの無知です。これに関してはですね。ただ一言、言わせていただきたいのは、私の次男坊が今44歳なんですけれども、お嫁さんも同じ年です。それで37歳からたった去年までずっとやれる限り不妊治療をやりました。残念ながら43という一つの壁がありますの

で、嫁さんもやっと諦めてくれたんですけれども、その間、守屋家総出でやっぱりお金を使いましたので、やっぱり何千万円とかかかっていますけれども、でも、恐らくやるだけのことやったから諦めたと思います。

ですから、いろいろ混合診療というのは非常に難しい問題だと思うんですけれども、やはりこういうことも残していかないと、やはり今後の医学の進歩のために必要だと思いますので、私はそういう意味で長田さんの意見に賛成させていただきました。だから、あんまり細かいこと言わないで、何ていうんですか、やっぱり心意気を出したあれだと思いますので、皆さん、黙って受けていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。（「発言の撤回を求めます。細かいことは言わないですよ」の声あり）いや、大分細かいですよ。

以上です。

○杉森弘之 議長 9番長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 1点付け加えさせていただきます。

先ほど最初におっしゃっていただいた御意見に関しては、私も同じように思っております。御意見ということで答弁はしませんが、最後の御質問ですね。なぜ、ほかの混合診療に関してという点なんですけれども、おっしゃるとおりだと思います。しかしながら、まず不妊治療は大変高額であるということ、またこの少子高齢化の問題、ずっとありますし、やはり先ほども答弁させていただきましたけれども、年齢制限だったりそういうものがありますので、まずは混合診療の部分、不妊治療をまず先という思いで提出させていただきました。本当にお子さんが欲しくて、でもなかなかできない、不妊治療を受けたいという方々が高い確率で治療ができるように提出をさせていただきましたので、皆様の御理解を得られればと思います。よろしく願いいたします。

○杉森弘之 議長 ほかにありませんか。

ここで着席のまま暫時休憩といたします。

午後2時02分休憩

午後2時05分開議

○杉森弘之 議長 会議を再開いたします。

9番長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 ただいまの意見書案第7号について、表題の変更をお願いいたします。

訂正理由といたしましては、用語の正確性と統一性を確保するためであります。1行目に書かれているように、「高度生殖補助医療」が正しい文言ですので、表題のほうも同じように

「高度生殖補助医療」と変更させていただきます。よろしくお願いいたします。

○杉森弘之 議長 お諮りいたします。ここで表題の訂正を求められたわけですが、表題を「高度生殖補助医療に対する支援の継続を求める意見書」、このように訂正することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で意見書案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第8号についての質疑を許します。15番須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 それでは、意見書案第8号の質疑をさせていただきますが、これもまた大変細かいことで恐縮ですが、ただいまの表題が第7号で変わりましたので、第8号でもどうかというのがございます。「児童生徒用送迎バス」というふうになっております。この児童生徒用のバスという文言でいいますと、この内容の中と若干そぐわない部分があるのかなというふうに思っております。

文科省では、ガイドラインですけれども、教育・保育施設等における児童の車両送迎に係る安全管理ガイドラインというのでございます。そうしますと、ここの部分で言えば「教育・保育施設等における送迎に係る」というような文言にしたほうが、この児童生徒というのは学校教育法の中の言葉であって、幼稚園バスでは学校教育法では幼児になっています。それからあと、児童福祉法、保育所などでは児童でいいんですけれども、これまた乳児、幼児というようなことで、それぞれの法律によって若干これが変わっておりますので、そこは御検討いただいたらどうかというのがまず1点です。

それからあと、内容の細かいことはちょっとまた常任委員会で申し上げたいところがございますので、一つ、記のところで、それぞれ1、2において義務づける義務化のことが出ております。この提案理由の先のほうにも、シートベルト等の設置が免除されている、その理由は何かということをお考えいただければ、安全性の確保という点はあるんですけども、緊急避難のときに1人の添乗の補助、大体先生が多いですけども、そういう方々が20人なりの児童を一斉に安全なように避難させるというような意味で、この辺のまだ技術がきちんとなっていない中で、義務化ということでここで言い切ってしまうのかということをお懸念するところでありまして、この辺の義務化するということについての御見解をお伺いしたいと思います。以上です。

○杉森弘之 議長 9番長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 ただいまの須藤議員の御質問にお答えをいたします。

須藤議員から御指摘がありましたとおり、私も表題のほうに幼児などを含めなかったことを後悔しておりますので、皆様の同意が得られれば、先ほど須藤議員から御提案ありましたように、「保育教育施設等に係る送迎バス等」に変更をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

2番目の義務化についてでございますけれども、おっしゃるとおり、大変人数が多い場合、全員がシートベルトをしっかりとっていると、逃げ出すときにということを考えての安全性なのは、それで免除されているというのは重々承知をしているんですが、いろいろな新しいそういう安全装備も出てきておりますので、その点に関してはちょっと柔軟に考えていただきまして、安全性を強化するというこの義務化というふうに御理解をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○杉森弘之 議長 ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○杉森弘之 議長 それでは、ただいま提案者から、表題について「保育教育施設等に係る送迎バス等の安全基準制定を求める意見書」と訂正することについて、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。

以上で意見書案第8号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第22号ないし議案第28号の7件、決議案第3号の1件、意見書案第4号ないし意見書案第8号の5件については、会議規則第37条第1項の規定により、サイドボックス登載の付託表のとおり、それぞれの所管常任委員会に付託いたします。

令和4年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務企画常任委員会

議案第22号 専決処分の承認を求めることについて

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて

決議案第3号 ウクライナ避難民のサポート体制の整備を求める決議について

意見書案第6号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出について

◎教育文化常任委員会

意見書案第5号 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB
化のさらなる推進を求める意見書の提出について

◎保健福祉常任委員会

議案第24号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第25号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

意見書案第4号 旧優生保護法下での優生手術等の強制に関する訴訟での上告取り下げと被害者への誠意ある謝罪・賠償を求める意見書の提出について

意見書案第7号 高度生殖補助医療に対する支援の継続を求める意見書の提出について

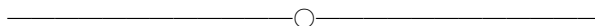
意見書案第8号 保育教育施設等に係る送迎バス等の安全基準制定を求める意見書の提出について

◎環境建設常任委員会

議案第27号 和解について

○杉森弘之 議長 つきましては、各常任委員会において受託案件を審査終了の上、来る6月20日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

次に、日程第15、休会の件を議題といたします。



休会の件

○杉森弘之 議長 お諮りいたします。土日、委員会審査及び議事整理のため、明日11日から19日までの9日間を休会とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、明日11日から19日までの9日間は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時15分散会